

森林経営管理制度の取組状況について（平泉町編） ～私たち現地機関は、市町の取組をサポートします！～

1 はじめに

一関農林振興センターでは、森林経営管理制度の円滑な運用に向け、森林管理システム構築推進員とともに、市町における地域課題の解決を目的とした対策会議の開催や個別相談への助言などを通じて、市町の取組を支援しています。

今回は、当センターの取組と、職員1名で林業全般を担当する“平泉町”における取組状況及び今後の取組予定を紹介いたします。

2 これまでの取組

（1）当センターの取組

本制度の理解醸成や市町事務の効率化を目的として、森林経営管理法や国の関係規定の内容やポイントなどをコンパクトにまとめた「市町事務の手引き（概要版）」を作成・配布したほか、市町の取組の進捗に応じて、他市町村の取組事例の情報提供や、市町村 GIS を用いた意向調査対象森林の抽出・図面作成方法及び特定の林小班施業番号に任意の属性情報（例えば、意向調査年度、調査項目、調査結果など）を付加する手順を示したマニュアル作成・配布などの支援を行っています。

（2）平泉町の取組

本制度の運用開始から令和2年度にかけて、林地台帳情報の精緻化、意向調査の対象森林や実施方法などの検討を行ってきました。

令和2年度は、本制度の取組の方向性を検討するため、町内の一部区域・小規模な範囲を対象として、自力で意向調査をモデル的に実施しました。

その後、意向調査の回答率や森林所有者の回答傾向などの分析、今後の取組方針の検討を経て、令和3年4月に「平泉町森林経営管理制度実施方針」を策定・公表しました。

令和3年度は、実施方針に基づき町内全域を対象とする意向調査を単年度で実施することとし、町が対象森林の抽出、森林所有者のリストアップ及び意向調査内容を検討後、意向調査業務を委託発注し、令和4年3月まで

に調査結果をとりまとめることとしています。

3 今後の取組予定

平泉町における令和4年度以降の取組として、まずは、意向調査の結果を踏まえ、本制度に則って運用する森林（町が自ら経営管理または林業経営体へ再委託）、あるいは、従来の森林経営計画制度へ誘導する森林を判断することとしています。

また、対象の森林所有者に対しては、意向調査後の対応に係る実施スケジュール（対象地区、実施年度など）を明確にし、必要に応じて説明会の開催など丁寧な対応を行い、順次、森林経営管理権の取得、町による森林経営管理事業（間伐等の森林整備）等を進めていく予定です。

当センターでは、地域課題の解決に向けた支援に取組むほか、経営管理の担い手である意欲と能力のある林業経営体との連携強化、新規経営体の育成・確保を図る予定です。

4 おわりに

平泉町は職員1名であるにも関わらず、意向調査が全域で終了するなど、本制度の取組が県下で最も進んでいると言えます。

当センターは、引き続き、管内の市町（平泉町・一関市）が本制度を円滑に進められるよう、森林管理システム構築推進員とともにサポートしていきます。



【 対策会議の様子 】